平成２７年（フ）第４０号
兵庫県宍粟市一宮町安積352番地34、事業所の所在地兵庫県宍粟市一宮町安積1261－１
破産者　曲里美容室こと　平　　明美
１　決定年月日　平成28年10月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志938番地１
破産者　松元　卓也
１　決定年月日　平成28年10月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
福岡市東区和白東４丁目26番16号、前住所福岡県福津市光陽台南１番１号
破産者　平野　真司
１　決定年月日　平成28年10月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７号
北九州市小倉北区上富野３丁目４番18号（106号）、開始決定時の住所福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
破産者　重松　祐司
１　決定年月日　平成28年10月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７７号
福岡市西区今宿東１丁目30番10―102号
破産者　松尾　香織
１　決定年月日　平成28年10月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県筑後市大字和泉466番地１　井上アパート202号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区西戸崎１丁目３番29号
破産者　畑野　和子
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２５号
福岡市中央区警固３丁目９番16―103号、前住所福岡市博多区綱場町６番２―1303号
破産者　岩木　美奈
１　決定年月日　平成28年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６号
山形県東根市一本木３丁目９番14―２号
破産者　市村　昭一
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
山形市大野目１丁目４番５号　ハウス大野目101号、開始決定時の住所山形市五十鈴１丁目６番23号
破産者　タカウチ文具店こと　神保　國明
１　決定年月日　平成28年10月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６８号
福岡市西区内浜２丁目23番２号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区大字小田1582番地
破産者　波左間農園こと　波左間公司
１　決定年月日　平成28年10月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６６号
福岡市城南区七隈７丁目16番33号
破産者　小松尾ゆり子
１　決定年月日　平成28年10月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２９０号
横浜市戸塚区戸塚町2873番地４　はうす　すずらん　Ｃ号
破産者　矢原　裕美
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８７号
横浜市南区六ツ川２丁目71番地23　メゾンド・金子504
破産者　齊藤　　亨
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８０号
横浜市保土ケ谷区岩井町25番地１　ヴィラエスポワール保土ケ谷305号
破産者　森　　寿雄
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野35番10、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字上市2093番地の２
破産者　樫　　信子
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２１３号
広島市南区大州１丁目１番26―305号　第二フジビル
破産者　トップ技研こと　片田　哲弘
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９９号
大分県別府市大字南石垣1518番地の206　サンハイツⅢ―104号、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見3970番地36　こぶし坂
破産者　楳園　伸司
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係